

建築物省エネ法 に関する 唯一の逐条解説書!

逐条
解説

建築物の エネルギー消費性能の 向上に関する法律

逐条
解説

建築物の エネルギー消費性能の 向上に関する法律

建築物省エネ法研究会 著

第一法規

編集 建築物省エネ法研究会
定価 本体2,300円+税
A5判/324頁

第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等 (第29条-第35条)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空調設備等の設置若しくは建築物に設けた空調設備等の改修(以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 建築物の位置
二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
四 その他国土交通省令で定める事項

1 趣旨

建築主等の自発的なエネルギー消費性能の向上を促進していくためには、建築物エネルギー消費性能基準より高い「誘導基準」を設け、これに適合するものに一定の優遇を付与する等の誘導措置を講ずることが効果的と考えられる。そこで、本条により、建築物エネルギー消費性能基準を上回る誘導基準に適合する旨の認定制度が創設されている。

2 内容

第1項において、建築主等は建築物エネルギー消費性能向上計画を作成

第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等/第三十条

し、所管行政庁の認定を申請することができることとされ、その申請手続の詳細は国土交通省令に委任されている(委任を受けた規定は施行規則第23条)。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は、個々の建築物についてエネルギー消費性能を確認するものであるため、認定は所管行政庁が行うこととされており、また、規制措置とは異なる誘導措置であるため、建築物の増改築に加え、修繕、模様替、建築物への空調設備等の設置、建築物に設けた空調設備等の改修も計画の対象として含まれている。

第2項においては、計画に係る建築物の特定のため、建築物の位置や面積、構造等のほか、実際に計画どおり建築等がなされることを裏付けるため、資金計画についても、同計画に記載すべき事項として定められている。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、建築物エネルギー消費性能基準を越え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切であること。
- 三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を実施に遂行するため適切であること。

2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を

地方公共団体の建築指導課や、
指定確認検査機関の建築確認事務担当者に
必携の一冊!

◆難解な「建築物省エネ法」も、各条ごとの丁寧な解説と、関係する政令・規則・告示等で理解でき、確認事項を漏らさずチェックすることができる!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第一部 法律制定の背景

- 第一節 新法を制定する背景及び理由
- 第二節 本法における規制措置の体系
- 第三節 エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係
- 第四節 国会審議の経過

第二部 逐条解説

- 第一章 総則（第1条・第2条）
- 第二章 基本方針等（第3条—第10条）
- 第三章 建築主が講ずべき措置
 - 第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等（第11条—第18条）
 - 第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置（第19条—第22条）
 - 第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等（第23条—第26条）
 - 第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置（第27条・第28条）

- 第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第29条—第35条）
- 第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第36条—第38条）
- 第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
 - 第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第39条—第55条）
 - 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第56条—第62条）
- 第七章 雑則（第63条—第66条）
- 第八章 罰則（第67条—第74条）
附則

第三部 法令条文

- 資料1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 資料2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
施行令
- 資料3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
施行規則

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!